資料３

第１１８回東海市長会通常総会

決　　議　　（案）

平成２６年５月２０日

東　海　市　長　会

決議案第１号

地方財政の充実強化に関する決議（案）

少子高齢社会の中にあって、都市自治体は社会保障関係費をはじめとする多種多様な住民ニーズに的確に対応していくとともに、防災・減災事業など喫緊の課題に取り組んでおり、これらの経費の増加によって恒常的な財源不足に陥っている。

こうした中、都市自治体が安定的な財政運営を行うには、地方税財源の充実強化が急務となっているが、国は地方交付税や固定資産税をはじめとする都市自治体固有の税財源を十分な協議を行わず見直しを図ろうとしている。

国は、地方分権改革をさらに加速させ、地方と対等、協力の関係を基本とし、互いの役割分担を抜本的に見直すとともに、住民に最も身近な都市自治体が、自主的、自律的な行財政運営を行うことのできる、自由度が高く安定した地方財源の増額確保を図るべきである。

よって、国においては、下記の事項について特段の措置を講じるよう強く要望する。

記

１．地方行財政をはじめ地方に関わる重要な課題については、「国と地方の協議の場」の適切な運営のもとに、十分な議論を経て決定すること。

２．地方が担う事務と責任に見合う税財源配分を基本とし、当面、税源移譲による国と地方の税源配分比率が５対５となるよう見直すこと。

３．社会保障関係費をはじめ年々急増、多様化する地方の財政需要に迅速かつ的確に対応するため、地方税、地方交付税、地方譲与税等、地方の一般財源総額を増額確保するとともに、安定的で、都市自治体間で均衡がとれた地方税体系を構築すること。

４．地方交付税については、医療、介護、子育て等、社会保障関係費などの経常的行政経費や道路、橋梁、学校等の改修費用などの増加、地域の人口動態や行政区域の拡大等に伴う都市自治体の財政需要を的確に地方財政計画に反映させ、必要な地方交付税総額を確保すること。

５．恒常的な地方交付税の財源不足に対応して発行している臨時財政対策債の残高、償還額が増大していることから、国税５税の法定率の引き上げなどにより臨時財政対策債の縮減を図ったうえで地方交付税総額を増額確保するとともに、地方交付税本来の趣旨にのっとり、適切な算定配分を行うこと。

６．固定資産税は都市自治体の基幹税目であり、とりわけ、償却資産課税については都市自治体が都市基盤をはじめ企業の投資環境を整備し、国内産業の発展や雇用創出を支援するための財源であり、現行制度を堅持すること。

７．法人住民税を地方自治体間の税源の偏在是正の財源とすることは、地方分権改革の流れに逆行するものであり、かつ、地方の財源不足という根本的な問題の解決にはならないため、これ以上の国税化は行わないこと。加えて、

現在、議論が進められている法人実効税率の引き下げを行う場合は、地方の一般財源が減収とならないよう、代替措置を講じること。

以上決議する。

平成２６年５月２０日

東海市長会

決議案第２号

地震・津波等防災対策の充実強化に関する決議（案）

東海・東南海・南海の「南海トラフ」の巨大地震は、強い揺れと巨大な津波の発生により、過去に例を見ないほど甚大な被害が予想されている。

また、富士山の噴火や、近年の気象環境の変化により、巨大台風や猛烈な集中豪雨、竜巻、大雪などによるさまざまな自然災害の発生も予想される。

これらの災害から、国民の生命と財産を守り、災害に強いまちづくりを推進するために、国と都市自治体は早急に公共施設・都市基盤の耐震化や強靭化、住民一人ひとりの防災力の向上など、ハード面・ソフト面における防災・減災対策に取り組まなければならない。

よって、国においては、下記事項について迅速かつ万全の措置を講じるよう要望する。

記

１．国と地方が連携して地震対策に取り組んでいくために、南海トラフ地震防災対策推進基本計画などの諸計画について、地域の実情を十分配慮の上、着実に推進すること。

２．都市自治体が取り組む、教育・文化施設、上下水道、道路橋梁、河川、港湾などの公共施設や都市基盤施設の耐震化や強靭化事業、さらには、民間住宅等の耐震化促進事業や砂防対策等、防災・減災に係る諸事業に対して、事業推進を図るとともに、財源措置を拡充・強化すること。

３．海洋に面する無堤防区間を早期に解消するとともに、国直轄事業の海岸保全施設整備事業の財源を確保し、未整備区間を早期に整備すること。また、地震により甚大な被害が想定される漁港施設、海岸保全施設等水産基盤の耐震化等にかかる国の補助率を嵩上げすること。

４．津波対策として、企業や住宅等の移転を促進するため、土地利用の規制緩和など地域の実情に応じた法令を整備すること。

５．平常時の予防対策から応急対策、復旧・復興対策を総合的に推進する広域ブロックの中核的な防災拠点となる「基幹的広域防災拠点」を、国の責任において早期に整備すること。

６．被災自治体の支援を効果的に行うため、災害救助法及び関係する諸制度において、支援物資の提供、職員派遣、避難先確保等の都市自治体間の支援に係る仕組みの確立と財政措置を講じること。

以上決議する。

平成２６年５月２０日

東海市長会

決議案第３号

成熟社会における持続可能な社会資本の充実に関する決議（案）

東日本大震災や集中豪雨等の自然災害及び中央自動車道笹子トンネルにおけるインフラ老朽化事故などを踏まえ、公共施設等の耐震化や安全管理の強化は、喫緊の課題となっている。

これら災害や事故から住民の生命と財産を守り、健康で文化的な生活を保障するとともに、自然や文化など多様性に満ちた地域・国土を保全し、交流と活力を創出するには、適切かつ持続的な社会資本の整備が不可欠である。

一方、人口減少・少子高齢化の進展及び厳しい財政状況下にあって、成熟社会にふさわしい良質な社会資本を整備していくためには、国と地方の緊密な連携と的確な役割分担のもとに、国においては、治山・治水をはじめとする国土強靭化の取り組みを着実に推進するとともに、総合行政を担う都市自治体が、道路、橋梁、上下水道、子育て・文化施設などの社会資本を、地域の実状に即して主体的・計画的・効率的に整備・管理・蓄積できる総合的制度の構築と財源措置が必要である。

よって、国においては、下記の事項について特段の措置を講じられるよう強く要望する。

記

１．公共施設等の安全確保や最適配置等を推進するため、都市自治体が策定する「公共施設等総合管理計画」や「インフラ長寿命化基本計画」は、省庁の枠に捉われることのない横断的・総合的な計画とし、国庫補助金を受けて整備された既存の公共施設等についても、統廃合、複合化、目的外転用などを認めること。

２．「社会資本整備総合交付金」や防災対策事業をはじめとする公共施設等の整備に係る一連の制度については、都市自治体が使いやすい仕組みとし、採択基準の緩和、対象メニューの拡大、補助率の引き上げなど、総合的な財政支援措置を講じること。また、点検が義務付けられる道路構造物等の安全確保や長寿命化を図る点検・修繕に対する支援制度を充実強化すること。

３．災害時における自立・分散型の電力確保及び都市のスマート化など低炭素社会を実現するため、都市自治体における再生可能エネルギー発電施設や利活用システムの導入に係る支援制度の拡充及び法整備等を推進すること。

４．実効性ある空き家対策を推進するとともに、住居等の防災・耐震化、良好な景観形成、民間市街地再開発、連続立体交差事業など、都市機能の更新・

向上を図る施策を充実強化すること。

5．公共施設等の利便性・安全性・アクセス性を高めるなど、誰もが快適で自由に行動できる社会を構築するため、ユニバーサルデザイン化・バリアフリー化に係る施策を充実強化すること。

6．地方バス路線、地方鉄道等の公共交通及び自転車など、様々な移動手段による円滑・安全・安定的な地域交通ネットワークを形成するため、効果的な支援制度を構築すること。

7．地域住民の日常生活を支え、かつ災害時における救急搬送・緊急支援ルートを確保するとともに、国内産業の強化及び観光の活性化等を図るため、地域間・地域内にわたる有機的な道路交通網を整備・促進すること。

8．リニア中央新幹線の効果をより一層拡大するため、広域的なアクセス道路を整備・促進すること。

9．リニア中央新幹線の整備に向けて、関係団体と連携した事業推進を図るとともに、設計・工事計画等について住民、都市自治体等との意見交換に努め、事業の各段階において周辺環境の保全のために適切な措置を講じること。

１０．食料の供給力確保・向上及び木材の利用促進並びに水源涵養、防災・減災など森林や耕作地の持つ多面的機能を維持・発揮するため、農林水産業の持続的発展と長期的な安定を図ることができるよう、農道、農業用水、林道等をはじめとした農林水産業基盤施設の整備・管理に関する支援制度を充実すること。

１１．人口減少社会における将来世代への負担を抑制するとともに、都市自治体の財政健全化を図るため、国の経済対策等政策に呼応した都市自治体の公共事業について、地方債に対する交付税措置に加え、地方債発行の有無に関わらず交付税措置とするなどの支援制度を構築すること。

１２．これら社会資本の整備に必要な自由度の高い制度及び財源を確保する一方、都市自治体が自らの財政規律と住民意向等に基づき、地域の実状に即して自主的・自立的かつ迅速に整備を行うことができるよう、都市自治体の役割に見合った権限・税源移譲等を早急に行うこと。

以上決議する。

平成２６年５月２０日

東海市長会